

ドイツ連邦参議院、スペアパーツについての修理条項を追加する意匠法改正案を可決

2020年10月13日
JETRO テュッセルドルフ事務所

ドイツ連邦参議院（Bundesrat（上院に相当））は、2020年10月9日、（権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有していたとしても、複合製品の元の外観を回復させるように修理する目的で当該スペアパーツを使用する場合には、その権利行使が認められないとする）いわゆる「修理条項」を追加する意匠法改正案を可決した旨、ウェブサイトにて公表した。本意匠法改正案は、公正な競争を強化するための法律案における複数の立法措置の一部であり、本法律案は、2020年9月10日にドイツ連邦議会（Bundestag（下院に相当））が可決していたものである。

本ウェブサイトによれば、意匠法における修理条項の追加により、スペアパーツは意匠法で保護されなくなる旨、また、その目的は、修理目的のスペアパーツの市場を開放し、ひいては、消費者の利益のために競争を強化することである、等としている。

欧州共同体意匠については、「共同体意匠に関する 2001 年 12 月 12 日の理事会規則 (Council Regulation (EC) No 6/2002)」の第 110 条において「修理条項」が、経過措置として規定されている。

各 EU 加盟国の意匠制度の調和を目的とする「意匠の法的保護に関する 1998 年 10 月 13 日の欧州議会及び理事会指令 (Directive 98/71/EC)」第 14 条では、修理条項の採否について、各国に既存法規の現状維持を認め、法規を改正する場合は当該部品の市場の自由化を図る方向でのみ可能となる旨規定され、EU 域内各国でスペアパーツの意匠権による保護の在り方は統一されていない。

本来、権利者がスペアパーツ自体の意匠権を有している場合には、修理目的であるか否かによらず、当該意匠について独占的排他権を有することから、部品市場において、当該スペアパーツの模倣品を排除できるはずのところ、今般の法改正により、ドイツでは、修理目的でのスペアパーツには意匠権による保護が及ばないことになる。

本法律は、今後、大統領の署名・連邦法律公報における公布を経て、施行される見込みである。

— ドイツ連邦参議院のウェブサイトは、以下参照（ドイツ語） —
[Bundesrat billigt Gesetz gegen missbräuchliches Abmahnwesen](#)

(以上)